

**札幌市 領収済通知書** (公)

口座番号 02750-4-960101  
 加入者名 札幌市会計管理者  
 取りまとめ店 〒047-8794 (株) ゆうちょ銀行 小樽貯金事務センター

この領収済通知書は直接機械で処理いたしますので汚したり折り曲げたりしないでください。

氏名 納納 花子 様 10

718417041870180958011262805300104

平成 24 年度 国民健康保険会計 24

国民健康保険料

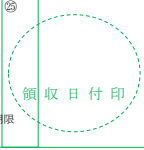
平成 24 年度 通知書番号 123-4567-8-9  
 第 10 期 延滞金額 合計金額 123,000円

下記のとおりに領収したので通知します。

C V S 等取納用にご注意>>一枚当たりの合計金額が30万円を超えるものは、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済では取扱いできません。



1234567890123456789012345678901234 コンビニエンスストア等での使用期限  
 (収納代行会社) ○○コンビニ収納代行会社 平成 32 年 5 月 31 日ま



(礼会認 XX - XX)

(札幌市/コンビニ等本部控)

**札幌市 領収書控** (公)

口座番号 02750-4-960101  
 加入者名 札幌市会計管理者

通知書番号 123-4567-8-9

氏名 納納 花子 様

平成 24 年度 国民健康保険会計

延滞金額 123,000 円  
 領収日付印  
 期別 10

(金融機関/コンビニ等店舗控)

**札幌市 領収書** (公)

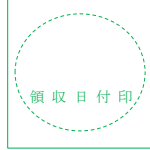
口座番号 02750-4-960101  
 加入者名 札幌市会計管理者

001-0001  
 札幌市東区北15条東16丁目17番地18号  
 札幌東第一アパート305号

氏名

右のとおり領収しました。  
 領収日付印のない領収証書は無効です。  
 この領収書は大切に保存してください。

(収納代行会社) ○○コンビニ収納代行会社



収入印紙不要

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

(納入控)

| 科 目          |          |    |
|--------------|----------|----|
| 国民健康保険料      |          |    |
| 通知書番号        | 年度       | 期  |
| 123-4567-8-9 | 24       | 10 |
| 賦課金額         | 999,999円 |    |

延滞金の納付について

国民健康保険料の納付については日頃から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
 あなたが先に納付されました国民健康保険料につきましては、納期限を超過してから納められたため、延滞金が加算されたので、この納付書により、最寄りの金融機関等でお納めください。  
**なお、すでに納められている場合は、本書と行き違いですのでご了承ください。**

上記保険料に係る延滞金

| 延滞金額   | 123,000円                    |
|--------|-----------------------------|
| 延滞期間   | 自平成25年3月31日<br>至平成30年12月28日 |
| 指定納付期日 | 平成31年1月31日                  |

札幌市

- ◎延滞金についてのお問い合わせ先
- 区役所・課・係 電話番号(直通)
  - 中央区役所保険年金課収納係: 011-205-3343
  - 北区役所保険年金課収納係: 011-757-2493
  - 東区役所保険年金課収納係: 011-741-2536
  - 白石区役所保険年金課収納係: 011-861-2496
  - 豊平区役所保険年金課収納係: 011-822-2510
  - 厚別区役所保険年金課収納係: 011-905-2597
  - 清田区役所保険年金課収納係: 011-889-2064
  - 南区役所保険年金課収納係: 011-582-4775
  - 西区役所保険年金課収納係: 011-641-6975
  - 手稲区役所保険年金課収納係: 011-581-2575

◎延滞金額  
 納期限後に保険料を納付する場合には、その保険料(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を、また、その金額が2,000円未満であるときは、その全額を、それぞれ切り捨てます。)に納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、下記の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額が加算されます。

| 期間            | 納期限の翌日から3か月(※1)を経過する日まで              | 納期限の翌日から3か月(※1)を経過した日以降                 |
|---------------|--------------------------------------|---|
| 平成25年12月31日以前 | 各年の割合(※2)                            | 14.6%                                   |
| 平成26年1月1日以降   | 「年7.3%」と「特例基準割合(※3、4)+1%」を比較して低い方の割合 | 「年14.6%」と「特例基準割合(※3、4)+7.3%」を比較して低い方の割合 |

※1-納期限が平成21年12月31日以前のものについては、1か月  
 ※2-各年の割合とは、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率(0.1%未満の端数は切り捨て)に年4%を加算した割合  
 ※3-特例基準割合とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合  
 ※4-延滞金の計算期間が令和3年1月1日以降のものについては、延滞金特例基準割合と読み替える  
 なお、延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を、また、その金額が1,000円未満のときは、その全額をそれぞれ切り捨てます。

◎延滞金の納付場所(変更になる場合があります。)

- 全国の北洋銀行、北海道銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北陸銀行及び三井住友信託銀行の本支店出張所
- 北海道内の北海道信用金庫、室蘭信用金庫、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、北空知信用金庫、日高信用金庫、渡島信用金庫、旭川信用金庫、稚内信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、大地みらい信用金庫、遠軽信用金庫及び北海道労働金庫の本支店出張所
- 札幌市内の青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、七十七銀行、第四北越銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、新生銀行、北央信用組合、札幌中央信用組合、ウリ信用組合、空知商工信用組合、あすか信用組合、北海道信用農業協同組合連合会、札幌市農業協同組合、サツク農業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会の本支店、出張所及びゆうちょ銀行(郵便局)
- 全国のセブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、MMK設置店
- スマートフォン決済  
 PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い  
 ※コンビニエンスストア等の店頭では、原則として上記「スマートフォン決済」を利用したお支払いはできません。

【以下の場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済では取扱いできません。】  
 ・コンビニ等取納用バーコードの印刷がない場合  
 ・金額が訂正されている場合又は汚損等によりバーコードが読み取れない場合